区が管理する道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める。
施行期日　平成25年4月1日

▼区立公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例

地域主権改革の推進を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、区立公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める。
施行期日　平成25年4月1日

条例（一部改正）

▼特別職報酬等審議会条例

地方自治法が改正されたことに伴い、規定を整備する。
施行期日　平成25年3月1日

▼調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例

地方自治法が改正されたことに伴い、会議に出頭した参考人等の費用を弁償する。
施行期日　公布の日（地方自治法の条項に移動が生じたことに伴う改正規定は平成25年3月1日）

▼職員定数条例

行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う。
〔現　行〕2千497人
〔改正後〕2千486人
（平成26年3月31日までは、70人を限度として定数外とする。）
施行期日　平成25年4月1日

▼職員の特殊勤務手当に関する条例

清掃業務手当の一部を廃止する。
施行期日　平成25年4月1日

▼職員の旅費に関する条例

旅費の特例の対象となる職員の範囲を見直すほか、近接地内における市町村の合併等に伴い、規定を整備する。
施行期日　公布の日

▼区立区民集会所条例

荏原西区民集会所および平塚橋会館を廃止する。
施行期日　荏原西区民集会所の廃止に係る改正規定は平成25年7月1日、平塚橋会館の廃止に係る改正規定は同年10月1日

▼区立総合区民会館条例

新たに応接室を一般貸出施設とするとともに、開館時間外の施設の使用を認める。
施行期日　平成25年4月1日

▼中小企業事業資金融資あっ旋条例

事業設備資金および事業運転資金の融資限度額を引き上げる。
(1)　事業設備資金
〔現　行〕2千500万円
〔改正後〕3千万円
(2)　事業運転資金
〔現　行〕1千500万円
〔改正後〕2千万円
施行期日　平成25年4月1日

▼女性福祉資金貸付条例

女性福祉資金の貸付制度を見直す。
施行期日　平成25年4月1日

▼手数料条例

地域主権改革の推進を図るため、社会福祉法が改正されたことに伴い、社会福祉法人に対する証明事務手数料を新設するほか、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に係る規定を整備する。
〔手数料の額〕
(1)　社会福祉法人の理事に関する証明書交付手数料　300円
(2)　所得税の寄附金控除の対象となる社会福祉法人に関する証明書交付手数料　300円
施行期日　公布の日

▼区営住宅条例

地域主権改革の推進を図るため、公営住宅法が改正されたことに伴い、区営住宅の整備基準、使用者の資格等を定める。
施行期日　平成25年4月1日

▼地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

大井一丁目南地区地区整備計画が決定された区域内における建築物の用途、敷地等について制限を定める。
施行期日　公布の日

▼道路占用料等徴収条例

道路占用料の額を改定するほか、新たな占用物件として食事施設等を追加する。
施行期日　平成25年4月1日

▼法定外公共物管理条例

法定外公共物の占用料の額を改定する。
施行期日　平成25年4月1日

▼区立公園条例

地域主権改革の推進を図るため、都市公園法が改正されたことに伴い、区立公園の設置基準等を定めるほか、占用料の限度額を改定する。
施行期日　平成25年4月1日

▼職員の退職手当に関する条例

退職手当の支給率を引き下げるとともに、職員の在職期間における職務および職責に応じた貢献度をより一層退職手当に反映させるほか、育児休業をした職員の勤続期間の算定方法を改める。
施行期日　平成25年4月1日

▼国民健康保険条例

国民健康保険条例に所要の改正を行う。
(1)　国民健康保険の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額および介護納付金賦課額の保険料率について改定する。
〔基礎賦課額〕
所得割
現行　100分の6.28
改正後　100分の6.02
被保険者均等割
現行　3万円
改正後　3万600円
〔後期高齢者支援金等賦課額〕
所得割
現行　100分の2.23
改正後　100分の2.34
被保険者均等割
現行　1万200円
改正後　1万800円
〔介護納付金賦課額〕
所得割
現行　100分の1.48
改正後　100分の1.59
被保険者均等割
現行　1万4千100円
改正後　1万5千円
(2)　平成25年度および平成26年度における基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額および介護納付金賦課額に係る所得割の額の算定方法において、都民税および特別区民税が課されない被保険者に係る特例措置を定める。
(3)　一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定において、保険財政共同安定化事業拠出金等を算定の基礎に含める特例措置を平成26年度まで延長する。
(4)　障害者自立支援法の改正に伴い、規定を整備する。
施行期日　平成25年4月1日
（一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の特例措置に関する改正規定は、公布の日）

契約

▼勝島運河雨水貯留施設建設工事請負契約

契約の方法　指名競争入札による契約
契約金額　9億3千30万円
契約の相手方　清水建設株式会社
工期　契約締結の日の翌日～平成27年1月16日

予算

▼平成24年度一般会計補正予算

(1)　歳入歳出予算補正額
19億3千955万7千円追加
（補正後の歳入歳出予算額　1千356億1千329万3千円）
(2)　繰越明許費　8件
(3)　債務負担行為補正件数
追加　38件
変更　3件

▼平成24年度国民健康保険事業会計補正予算

(1)　歳入歳出予算補正額
5億7千438万5千円追加
（補正後の歳入歳出予算額　382億8千20万1千円）

▼平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算

(1)　歳入歳出予算補正額
1億6千47万円減額
（補正後の歳入歳出予算額　69億1千620万1千円）

▼平成24年度介護保険特別会計補正予算

(1)　歳入歳出予算補正額
5億4千985万8千円追加
（補正後の歳入歳出予算額　203億5千717万8千円）

▼平成25年度一般会計予算

(1)　歳入歳出予算額
1千331億5千438万5千円
(2)　債務負担行為　12件
(3)　一時借入金
最高額　50億円

▼平成25年度国民健康保険事業会計予算

(1)　歳入歳出予算額
378億8千780万6千円

▼平成25年度後期高齢者医療特別会計予算

(1)　歳入歳出予算額
72億4千984万4千円

▼平成25年度介護保険特別会計予算

(1)　歳入歳出予算額
211億3千774万5千円

教育委員会委員の任命同意

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、次の者を教育委員会委員に任命することに同意した。
中島（なかじま）　豊（ゆたか）　氏

人権擁護委員の推薦

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員に推薦することに賛成した。
森田（もりた）　和枝（かずえ）　氏
野田（のだ）　律子（りつこ）　氏
海沼（かいぬま）　マリ子（まりこ）　氏
冨沢（とみざわ）　敦子（あつこ）　氏
小原（おはら）　愉里（ゆり）　氏
田中（たなか）　康則（やすのり）　氏

議員提案

条例（一部改正）

▼区議会委員会条例

地方自治法の改正に伴い、常任委員の所属、特別委員の在任期間等について定めるほか、文言の整理を行う。
施行期日　公布の日（常任委員の所属、特別委員の在任期間等に関する改正規定は、平成25年3月1日）

▼区議会における政務調査費の交付に関する条例

平塚橋シルバーセンターを廃止する。
施行期日　平成25年10月1日

▼区営住宅条例

地域主権改革の推進を図るため、公営住宅法が改正されたことに伴い、区営住宅の整備基準、使用者の資格等を定める。
施行期日　平成25年4月1日

▼地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

大井一丁目南地区地区整備計画が決定された区域内における建築物の用途、敷地等について制限を定める。
施行期日　公布の日

▼道路占用料等徴収条例

道路占用料の額を改定するほか、新たな占用物件として食事施設等を追加する。
施行期日　平成25年4月1日

▼法定外公共物管理条例

法定外公共物の占用料の額を改定する。
施行期日　平成25年4月1日

▼区立公園条例

地域主権改革の推進を図るため、都市公園法が改正されたことに伴い、区立公園の設置基準等を定めるほか、占用料の限度額を改定する。
施行期日　平成25年4月1日

▼職員の退職手当に関する条例

退職手当の支給率を引き下げるとともに、職員の在職期間における職務および職責に応じた貢献度をより一層退職手当に反映させるほか、育児休業をした職員の勤続期間の算定方法を改める。
施行期日　平成25年4月1日

▼国民健康保険条例

国民健康保険条例に所要の改正を行う。
(1)　国民健康保険の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額および介護納付金賦課額の保険料率について改定する。
〔基礎賦課額〕
所得割
現行　100分の6.28
改正後　100分の6.02
被保険者均等割
現行　3万円
改正後　3万600円
〔後期高齢者支援金等賦課額〕
所得割
現行　100分の2.23
改正後　100分の2.34
被保険者均等割
現行　1万200円
改正後　1万800円
〔介護納付金賦課額〕
所得割
現行　100分の1.48
改正後　100分の1.59
被保険者均等割
現行　1万4千100円
改正後　1万5千円
(2)　平成25年度および平成26年度における基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額および介護納付金賦課額に係る所得割の額の算定方法において、都民税および特別区民税が課されない被保険者に係る特例措置を定める。
(3)　一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定において、保険財政共同安定化事業拠出金等を算定の基礎に含める特例措置を平成26年度まで延長する。
(4)　障害者自立支援法の改正に伴い、規定を整備する。
施行期日　平成25年4月1日
（一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の特例措置に関する改正規定は、公布の日）

決議

▼北朝鮮の核実験の中止と核兵器廃絶を求める決議

（10ページに掲載）

規則（一部改正）

▼区議会会議規則

地方自治法の改正に伴い、本会議における公聴会の開催等に関する規定について整備するほか、文言の整理を行う。
施行期日　公布の日（地方自治法の改正に伴う引用条項の整備に関する改正規定は、平成25年3月1日）